

## 市川市申請書等への押印の廃止に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、申請書等への押印の廃止に関し必要な事項を定めることにより、行政手続における市民の負担軽減を図り、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請書等 法令等の規定により申請人が市に提出する申請書、届出書、申込書のうち押印を求められているものをいう。
- (2) 所管課等 市川市公文書の管理に関する規程（令和2年訓令第6号）第3条第1項第1号に規定する所管課、消防局の課、市川市教育委員会事務局等組織規則（昭和53年教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する課、同条第3項の表に掲げる教育センター、中央図書館及び考古博物館、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局並びに議会事務局の課をいう。
- (3) 所管課長等 所管課等の長をいう。

### (押印の廃止)

第3条 申請書等への押印は、廃止するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 実印による押印を求めるもの
- (2) 法令又は条例等により押印することが定められているもの
- (3) 押印の代替手段がないもの
- (4) その他押印をすることについて、総務課長が特別の理由があると認めるもの

### (押印の廃止の事務)

第4条 所管課長等は、前条の規定に基づき申請書等への押印の廃止の判断を行うものとする。この場合において、押印の廃止の判断を行うことが困難であると認めるときは、総務課長に意見を求めることができる。

- 2 所管課長等は、前項の規定により申請書等への押印を廃止する判断をしたときは、押印廃止申請書等報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に当該申請書等の様式を添付して総務課長へ提出するものとする。
- 3 総務課長は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を確認するものとする。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

別記様式（第4条関係）

押印廃止申請書等報告書

総務課長

年 月 日

所管課長等

下記のとおり申請書等への押印を廃止したので、市川市申請書等への押印の廃止に関する要綱第4条第2項により、報告します。

記

申請書等の名称	押印廃止日	根拠となる法令等

※ 各申請書等の様式は、新旧1部ずつ提出すること。